

湖西市農業振興地域整備計画変更理由書

令和 7 年 8 月 19 日
湖西市

1. 農業振興地域整備計画の変更理由

経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたため、法第 13 条第 1 項に基づき農業振興地域整備計画を変更する。

【具体的な理由】

これまで本市は、旧湖西市は昭和 47 年に、旧新居町は昭和 49 年にそれぞれ農業振興地域整備計画を策定した。その後、経済社会情勢の変化に対応すべく数回の定期変更を実施するとともに、毎年の随時変更により個別の土地需要等に対応してきている。

この間、平成 21 年 12 月には、優良農地の確保と有効利用に向けて農地法や農業振興地域の整備に関する法律の改正が行われている。

また、平成 22 年 3 月には、行政サービスの維持・向上、財政基盤の強化や、行政の効率化を図る観点から、旧湖西市、旧新居町が合併し、新たな湖西市としてスタートしている。

今回の農業振興地域整備計画の変更は、その後の情報通信技術の発達、社会資本整備の推進などによる都市的土地利用の需要が増大したことを背景に、申し出のあった事案の農用地利用計画について、やむを得ず変更しようとするものである。

なお、今回の変更については、関係各課との協議において農業振興地域整備計画の変更について検討したところ適当と認められ、また、湖西市農業委員会、とびあ浜松農業協同組合、湖西用水土地改良区に農業振興地域整備計画の変更について調整を図り、それぞれ異議なしの回答を得て、変更しようとするものである。

2. 農用地利用計画の変更理由

整理 番号	地区 記号 区域 番号	土地の所在地		変更区 分 (除外・ 編入・用 途変更)	変更理由	法令根拠
		大字・字	地番			
1	C	大知波 大原	198-1	除外	農地法第 1 種農地であるが、親族所有地内に新設する分家住宅であることから、農振法第 13 条第 2 項の各要件を満たしていると考えられるため、農業振興地域整備計画の変更もやむを得ないと判断する。	法第 13 条第 2 項

2	C	大知波 大原	198-14	除外	既設の農家住宅および離れであるが、関係他法令の許可見込みがあり、建築確認等の必要な手続きも行われていたことから、農業振興地域整備計画の変更もやむを得ないと判断する。	法第 13 条第2項
2	C	大知波 大原	198-29	除外	既設の農家住宅および離れであるが、関係他法令の許可見込みがあり、建築確認等の必要な手続きも行われていたことから、農業振興地域整備計画の変更もやむを得ないと判断する。	法第 13 条第2項
3	A	坊瀬 所谷方	25-1	除外	当該地を工場用地に供するために除外することについて、必要性、規模、代替性、周辺農用地区域への影響、当該地の土地改良事業等の実施状況等から、法令上の要件を満たすと判断したため。	法第 13 条第2項
3	A	坊瀬 所谷方	25-2	除外	当該地を工場用地に供するために除外することについて、必要性、規模、代替性、周辺農用地区域への影響、当該地の土地改良事業等の実施状況等から、法令上の要件を満たすと判断したため。	法第 13 条第2項
3	A	坊瀬 所谷方	25-3	除外	当該地を工場用地に供するために除外することについて、必要性、規模、代替性、周辺農用地区域への影響、当該地の土地改良事業等の実施状況等から、法令上の要件を満たすと判断したため。	法第 13 条第2項
3	A	坊瀬 所谷方	25-4	除外	当該地を工場用地に供するために除外することについて、必要性、規模、代替性、周辺農用地区域への影響、当該地の土地改良事業等の実施状況等から、法令上の要件を満たすと判断したため。	法第 13 条第2項
3	A	坊瀬 所谷方	28-1	除外	当該地を工場用地に供するために除外することについて、必要性、規模、代替性、周辺農用地区域への影響、当該地の土地改良事業等の実施状況等から、法令上の要件を満たすと判断したため。	法第 13 条第2項